

平成23年3月17日

学長 寺尾 慎一 殿

監事 安高 澄夫
監事 祇園 全 裕



平成22年度臨時監事監査報告書

国立大学法人福岡教育大学の業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、平成23年3月に臨時の業務監査を行いましたので、国立大学法人福岡教育大学監事監査要綱10条第1項に基づき、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査の方法の概要

日時 : 平成23年2月22日(火)～3月14日(月)
監査基準日 : 平成23年2月21日
監査対象 : 役員および全部署

学内における法定諸会議の審議状況について、会議への臨席、関係者へのヒアリング及び会議記録等の書面監査を実施しました。

2 監査の結果

ア. 業務の状況

法定諸会議の運営において、法令等に違反する重大な事実または経営に影響する重大な不正行為などは認められません。

しかしながら、会議に多大な時間を要している状況があることから、今後別添のような対応が必要と認められます。

イ. 会計帳簿の記載状況及び財務諸表等の作成状況

今回は監査対象としていません。

ウ. 法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無

認められませんでした。

監査意見書

1 監査結果の概要

これまでの監事監査や内部監査などをふまえ、諸会議の本質的議論と効率的議事運営について、会議への臨席、会議記録の検証などのほか聞きとりなどを行ないました。その結果、下記のような事項が認められました。

2 是正又は改善を要する事項

特に認められません。

3 その他必要と認められる事項

教育研究評議会において、動議の提出や投票による議決要求があり、その取り扱いに多大な時間を費やし、議案審議が捗らない状況がありました。

については、学長の権限と責任のもとで健全に本来の審議機能が発揮されるように以下の対応が必要であると認められます。

(1) 国立大学法人法の趣旨を教職員に周知されたい。

教育研究評議会において様々な意見を尊重したいという運営姿勢は理解できる。

しかし、法人化後の教育研究評議会は、学長の業務執行のもとにあり、法的決定機関ではないという法の趣旨を教職員に周知されたい。

(2) 運営の権限と責任を明確化されたい。

法人化によって大学の経営権限が拡大することに伴い、これを十分に活用した戦略的なトップ・マネジメントが可能となるよう、大学の運営組織は大幅に改められた。従来の組織運営には、その性格上、ともしれば痛みを伴う大胆な改革や機動的な意思決定を困難にする側面がある。結果として、学長の決定が過度に拘束され、大学運営の責任の所在が曖昧となりかねない。

このため、法人化後は、審議機関の意見を勘案しながら、最終的には学長の権限と責任において意思決定を行うことを制度上明確にしている。

については、決定機能よりも審議機能が発揮されるような議事運営を主導されたい。

(3) 議事運営における主宰者の立場を発揮されたい。

動議については、国立大学法人法や学内規則に定めはない。

議長としての様々な配慮は理解できるが、主宰者たる裁量をもって円滑な議事運営にも配慮されたい。

最終的議案提案権や採決方法について、主宰者たる裁量を発揮されたい。

(4) 議事概要の取り扱いに留意されたい。

国立大学法人法や学内規則には議事録に関する規定はない。

議事概要は、「事務的な記録」という位置づけと思われる。公表など、その取り扱いには十分に留意されたい。

(5) 諸会議における公の立場を周知されたい。

諸会議における自由で活発な意見交換がなされるべきであるが、公務として公の立場で会議の構成員となっている。個人としての意見を自由に述べる場ではない。

有為な教育者を養成するなどの本法人の目的を達成するため、諸会議においては業務として公の立場で意見表明がなされるように周知されたい。

以上